

○桐蔭横浜大学研究用微生物危険防止規則

(平成 14 年 4 月 1 日制定)

最終改正：令和 4 年 4 月 1 日

(目的)

第 1 条 この規則は、桐蔭横浜大学において研究用微生物（以下「微生物」という。）を用いた実験を行う上で必要な安全管理及び危険防止の措置について定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において、「微生物」、「病原性」、「指定実験室」、「微生物管理区域」及び「物理封じ込め P1、P2 レベル」とは、「大学等における研究用微生物安全管理マニュアル（案）」（平成 10 年 1 月学術審議会特定研究領域推進分科会バイオサイエンス部会）（以下「安全管理マニュアル」という。）によるものとする。

(学長の責務)

第 3 条 学長は、安全管理マニュアル等に基づき本学における微生物の使用等に係る安全管理及び危険防止について総括する。

(危害防止主任者)

第 4 条 学長は安全管理マニュアルの第 9 条第 2 項により承認を得た職員のうちから危害防止主任者を指名する。

2 危害防止主任者は、安全管理マニュアル第 8 条第 2 項に規定される微生物管理区域安全運営規則に定める業務を行う。

(実験責任者)

第 5 条 実験を実施しようとする場合は、実験計画ごとに実験従事者のうちから実験責任者を定めなければならない。

2 実験責任者は、安全管理マニュアル及びこの規則を熟知するとともに、微生物の取扱いに関する知識及び技術に習熟した者とする。

(実験従事者の責務)

第 6 条 実験従事者は、実験の計画及び実施にあたって、安全管理マニュアル及びこの規則に定める事項を遵守し、実験の安全確保について必要な配慮をするとともに、実験責任者の指示に従うものとする。

(バイオセーフティー委員会)

第 7 条 微生物を用いた実験の安全確保のため、本学にバイオセーフティー委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の各号について審議する。

- (1) 微生物の病原性レベル（以下「微生物レベル」という。）の分類に関すること。
- (2) 実験室及び管理区域の安全設備及び運営に関すること。

(3) 事故発生時及び災害時における措置に関すること。

(4) その他微生物の安全管理に関し、必要なこと。

(安全管理基準)

第8条 微生物レベルを分類する基準は、安全管理マニュアルの別表1に準じ、付表1及び付表2のとおりとする。

2 学長は、レベルが第1項の基準によることが適切でないと認めた場合、先の規定に関わらず実験の方法及び用いる微生物の量により、当該微生物のレベルを別に定めることができる。

(実験室の安全設備及び運営に関する基準)

第9条 微生物を用いる実験室は、用いる微生物のレベルに応じ、安全管理マニュアルの別表2に定める基準に従って必要な設備を備え、運営されるものとする。

2 指定実験室、微生物管理区域及びこれらの運営については別に定める。

(微生物取扱い手続き)

第10条 安全管理マニュアルの別表1に定めるレベル2の微生物を用いて実験しようとするとき、又は新たに保管しようとするときは、別に定める様式により、予め学長に届け出なければならない。

2 申請事項に変更の必要性が生じた場合、新たに学長に届け出なければならない。

(病原性微生物の運搬)

第11条 病原性微生物を運搬する場合、万国郵便条約の施行規則（平成7年12月21日郵政省告示第643号）第2401条に規定する容器、包装及び外装を用いた方法に拠らなければならぬ。

(指定実験室の表示)

第12条 管理区域の出入り口には、国際バイオハザード標識を表示しなければならない。

2 各指定実験室の出入り口には、別に定める標識に必要な事項を記載し、これを表示しなければならない。

(微生物の処理)

第13条 安全管理マニュアルの別表1に定めるレベル1からレベル2までに微生物（これらに汚染されたと疑われるものも含む。）は、当該微生物に最も有効な消毒滅菌方法に従い処理しなければならない。

(事故及び緊急事態の対処)

第14条 事故又は災害などの緊急事態が発生したときは、臨機の措置を講じなければならない。

附 則

この規則は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。